

平成25年度

「障がい者給料増額支援助成金」

「障がい者福祉助成金」



募集要項

公益財団法人ヤマト福祉財団



ヤマト福祉財団は、障がいのある方の自立と社会参加を支援する活動の一環として、設立当初より障がい者福祉助成金事業を実施しています。

昨年度は、この助成金事業を障がい者の給料増額により効果的な事業に助成を特化した「障がい者給料増額支援助成金」（レベルアップ助成金・ステップアップ助成金・スタートアップ助成金の3種類）と一般の「障がい者福祉助成金」の二つに分けました。

現在、更に効果的な助成金とするための応募方式を検討していますが、平均給料1万3千円以上の「障がい者給料増額支援助成金」と会議・研修・出版・文化活動等に助成する「障がい者福祉助成金」の応募を先行して行ないます。

平成25年度の「障がい者給料増額支援助成金」ならびに「障がい者福祉助成金」に応募される方は、以下の募集要項をご精読のうえ、希望の助成金申請書に記入し、期限までに提出して下さい。

また、検討中の新しい助成金につきましては今年度中には決定し、当財団ホームページ等でご案内する予定です。どうぞご期待ください。



1. 障がい者給料増額支援助成金（上限100万円）

「障がい者給料増額支援助成金」は、障がい者の給料増額に努力され、全国平均以上の給料支給実績がある施設・事業所に対し、更により多くの給料を支払うための事業の開始、設備の導入などに支援します。

◇募集内容

- （1）上限金額 100万円
- （2）募集件数 最大50件
- （3）助成対象 障がい者の給料増額に効果的な事業、設備に限る

◇応募要件

- （1）平均給料一人当月額13,079円以上支給（昨年度実績）
※厚生労働省発表平成22年度全国平均工賃額による
- （2）助成金は平成25年度中に支出すること。
- （3）助成対象となる事業所・施設
 - ・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所・福祉工場
 - ・通所授産施設・地域活動支援センター・無認可小規模作業所
 - ・生活介護事業所

◇添付資料

- （1）平成23年度工賃実績報告書
（都道府県提出書類。或は給料支給額が分かる書類）
- （2）都道府県が発表している平成23年度の事業所別工賃実績表
或は決算報告書（平成23年度分）
- （3）今後3年間の収支計画、給料支給計画（別紙A使用）

2. 障がい者福祉助成金

下記の助成対象事業に該当する助成金を「障がい者福祉助成金」とし、対象となる事業を1つ選択してください。

◇募集内容

- （1）上限金額 100万円
- （2）総額 1,000万円以内
- （3）助成対象 以下に該当する事業・活動
会議・講演会・研修・出版・啓発・調査・研究・スポーツ・文化事業・活動に対する助成

◇応募要件

- （1）平成26年3月15日までに完了する事業に限ります。

3. 応募方法

- (1) 障がい者給料増額支援助成金を申請する施設・事業所は「1. 障がい者給料増額支援助成金申請書」を使用のうえ、対応する平均給料を記入。その他必要事項を記入し、添付資料を添えて財団宛に提出してください。
- (2) 障がい者福祉助成金を申請する団体は「2. 障がい者福祉助成金申請書」を使用のうえ必要事項を記入し、財団宛に提出してください。
- (3) 応募はいずれか1つを選択してください。複数の応募は無効となります

4. 助成金総額 総額 6 千万円

5. 提出・問合せ先等

◇提出先・・

〒104-0061 東京都中央区銀座2-12-18ヤマト銀座ビル 7 階
公益財団法人ヤマト福祉財団 助成金事務局あて

◇問合せ先・・

TEL 03-3248-0691
公益財団法人ヤマト福祉財団 助成金事務局 担当 渡辺・本田

6. 応募期間

平成24年12月1日～31日必着（当日消印有効）

7. 選考結果の通知

財団の選考委員会で選考し、その結果を平成25年3月下旬に文書にて通知します。
（ホームページに掲載）